

地域防災連絡協議会会則

敦賀市地域防災連絡協議会会則

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 目的及び事業（第2条・第3条）
- 第3章 組織（第4条－第11条）
- 第4章 会議（第12条－17条）
- 第5章 会計（第18条・第19条）
- 第6章 雑則（第20条）
- 附則

第1章 総則

（名称）

第1条 この会は、敦賀市地域防災連絡協議会（以下「本会」という。）と称する。

第2章 目的及び事業

（目的）

第2条 本会は、地域における住民及び事業所が一体となって自主的に防災対策活動に取り組み、防災意識の普及啓発及び防災訓練の徹底を図り、災害の未然防止と被害の拡大を防止することを目的とする。

（事業）

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）防災意識の普及啓発
- （2）防災訓練（初期消火、情報収集伝達、救出救護、避難誘導等）の実施
- （3）防災用資機材及び火気使用設備器具等の整備点検の実施
- （4）地域ぐるみの防災体制を確立するための支援
- （5）防災関係機関との防災情報システム確立の推進
- （6）その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 組織

（会員）

第4条 本会の会員は、市内の各地区地域防災会の代表者（区長の職にある者とする。）をもって組織する。

（役員の種類）

第5条 本会に、次の役員を置く。

- （1）会 長 1 名
- （2）副 会 長 2 名
- （3）常任理事 若干名
- （4）理 事 若干名

(5) 監 事 2 名

(役員を選任)

第6条 会長は、敦賀市区長連合会長をもってこれに充て、副会長、常任理事、理事及び監事は会長が委嘱するものとし、区長連合会の役員が兼務する。

(役員任期)

第7条 役員任期は、毎年4月1日から翌々年3月31日までの2年とし、再任を妨げない。

2 役員任期が満了したとき又は役員が任期中本会を退会したときは、後任者が就任されるまではその職務を行わなければならない。

3 役員が任期中本会を退会したときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第8条 会長は、本会を代表して会務を統理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

3 常任理事及び理事は、会長及び副会長を補佐し、その業務を執行する。

4 監事は、本会の業務並びに財産の状況を監査する。

(役員辞職)

第9条 役員が辞職しようとするときは、会長に届け出なければならない。ただし、会長の場合は、副会長に届け出るものとする。

(顧問及び相談役)

第10条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、役員会において推挙したものを会長が委嘱する。

3 顧問及び相談役は、会長の諮問に応じ、会議に出席して意見を述べることができる。

(事務局)

第11条 本会の事務を処理するため、敦賀市市民生活部危機管理対策課内に事務局を置く。

2 事務局には、書記を置くことができる。

3 書記は、危機管理対策課及び敦賀美方消防組合で分担し、会長の命を受けて本会の事務を処理する。

第4章 会議

(会議の種類)

第12条 会議は、定期総会、臨時総会及び役員会とする。

2 会議の議長は、会長がこれに当たる。

3 議事は、出席者の過半数によってこれを決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(会議の招集)

第13条 定期総会は毎年1回、臨時総会及び役員会は会長が必要と認めた

ときに招集する。

(会議の通知)

第14条 定期総会を招集しようとするときは、あらかじめ会議の日時、場所及び議案の大要を通知しなければならない。ただし、臨時総会及び役員会の場合は、この限りでない。

(総会の議事録)

第15条 総会の議事については、議事録を作らなければならない。議事録には議長及び出席した議長指名の会員2名が、これに署名しなければならない。

(総会の議決事項)

第16条 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

- (1) 会則の変更
- (2) 本会の解散
- (3) 事業計画の決定
- (4) 収支予算の決定
- (5) 事業報告及び収支決算の承認
- (6) その他本会の運営上重要な事項

(役員会の審議事項)

第17条 役員会は、会長が招集し、次の事項を審議する。

- (1) 総会に提案すべき事項
- (2) その他本会の運営上重要な事項

第5章 会計

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

(経費)

第19条 本会の経費は、会費、寄附金その他の収入をもって充てる。

第6章 雑則

(その他)

第20条 この会則の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この会則は、平成12年5月1日から施行する。
- 2 本会の設立会計年度は、第18条の規定にかかわらず、平成12年5月1日から平成13年3月31日までとする。
- 3 この会則は、平成23年6月1日から施行する。